

浜松医療センター病児・病後児保育室運営規則

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松医療センター（以下「医療センター」という。）に設置した病児・病後児保育室（以下「病児保育室」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保育対象者)

第2条 病児保育室の保育対象者は、医療センターに勤務する職員が養育する子のうち、生後6ヶ月から小学3年生までの者で、病気または病気の回復期であることから、保育園等での集団生活が困難かつその保護者が勤務の事由で、家庭での保育が困難な場合とする。

(利用定員)

第3条 病児保育室を同時に利用することができる定員は3人とする。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、職員の配置により、一時的に利用定員を超えて受け入れることができるものとする。

2 保育対象者の病状等により、定員未満でも利用できない場合があるものとする。

(休室日)

第4条 病児保育室の休室日は、土曜・日曜・祝祭日・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）とする。ただし、院長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休室日を設定することができる。

(利用時間)

第5条 病児保育時間は、午前8時00分から午後5時30分までとする。ただし、午前8時00分時点において、それ以降利用がない場合は閉室するものとする。ただし、院長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用手続き)

第6条 病児保育室を利用しようとする者（以下「利用申請者」という。）は、事前に医療センターホームページ専用入力フォームから児童登録を行い、かつ利用同意書（様式第1号）を病児保育室へ提出する。

2 利用申請者は、利用当日もしくは利用前日に病児保育室へ利用予約をするとともに、当該児童を医療センターへ受診させ医師連絡票（様式第1号）を作成しなければならない。

2 利用申請者は、前項の規定により作成した医師連絡票（様式第2号）及び病状シート（様式第3号）を病児保育室に提出しなければならない。

3 前2項の医師連絡票（様式第1号）の作成及び診療にかかる費用は、利用申請者が負担するものとする。

4 予約のキャンセルは確定した段階で病児保育室へ必ず連絡をしなければならない。

(利用不可)

第7条 病児保育室の利用不可と医師が判断した場合、必要書類の不備、病状が悪化した場合、子どもが保育室の指示に従わなかった場合、病児保育室の規則（利用時間厳守・連絡なしキャ

ンセル・保育前受診等) が守れなかった場合、その他保育室での保育が適当でない判断した場合は、保育室の利用を認めないものとする。

(保育料等)

第8条 病児保育室を利用する者は、保育料として1日2,000円、半日1,000円、給食代及びおやつ代500円とし、オムツなどの必要な身の周りの物は各自で用意すること。

2 利用料金は、月締め請求となり、翌月給与より天引きとなる。1か月の利用料金が給与より上回る場合は、現金で徴収することとする。

(保護者の義務)

第9条 病児保育室を利用する者は、病児保育室に対して病児保育に必要な情報を提供しなければならない。

2 病児保育室を利用する者は、病児保育室を利用する間、病児保育室へ届け出た緊急連絡先に常に連絡でき、緊急時に保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、病児保育室の運営に関し必要な事項は、院長が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。